

受付番号
*

(*は記入しないで下さい)

令和8年度 豊島区子ども家庭支援ワーカー

〔 会計年度任用職員 〕 採用選考申込書

ふりがな 氏 名				写 真 「最近3ヶ月以内に 撮影したもの」 上半身脱帽 正面向き W 3 cm×H 4 cm	
生年月日 年齢は令和8年 6月1日現在		昭和・平成 年 月 日 (歳)			
ふりがな					
現住所		□□□—□□□□		最寄駅(自宅)	
				線 駅下車	
連絡先		固定電話		携帯電話	
		Eメール		駅より(km) 徒歩 分・バス 分 自転車 分・車 分	
学歴 中学校以降のものを古い順に記入して下さい。	学 校 名	学 部 学 科 名	在 学 期 間		
			年 月から 年 月まで 卒 在 退		
			年 月から 年 月まで 卒 在 退		
			年 月から 年 月まで 卒 在 退		
			年 月から 年 月まで 卒 在 退		
〔 豊島区における他の職の申し込み状況 〕 ☐ 当該職のみ希望 ☐ 他の職と併願(職名:)			〔 採用された場合の兼業等の予定 〕 ☐ 有り (兼業先事業名称:) ※兼業する場合は、任用時に届出が必要です。 ☐ 無し		
〔 応募資格 〕 該当するものに○をしてください。 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法に定める社会福祉士、保健師助産師看護師法に定める保健師若しくは看護師、学校教育法に定める教諭、児童福祉法施行令に定める保育士、こども家庭ソーシャルワーカー若しくは臨床心理士、臨床発達心理士又は公認心理師法に定める公認心理師のいずれかの免許若しくは資格を有する者 (2) 学校教育法に基づく大学において心理学、教育学、社会福祉学、児童学のいずれかを専修する学科又はこれらに相当する課程を修了し卒業した者 (3) 任用前の直近3年以内に地方公共団体などの公的機関において、子育て支援に係る相談業務等の実務経験を1年以上有する者 (4) 障害児相談支援事業において、相談支援専門員の資格を有する者 (5) 児童福祉法施行令に定める保育士、児童指導員任用資格、社会福祉主事任用資格のいずれかの免許若しくは資格を有し、障害児支援施設において通算して5年以上の実務経験を有する者					
私、豊島区会計年度任用職員採用選考を受験したいので申し込みます。 なお、私は地方公務員法第16条の各号(裏面参照)のいずれにも該当していません。 また、この申込書の全ての記載事項は事実と相違ありません。 令和 年 月 日 氏名 (自署) _____					

※ 次頁に職歴・資格免許等記入欄あり

職 歴 ・ 資 格 免 許

職 歴	勤 務 先	従 事 業 務 内 容	在 職 期 間			
	最終	常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
新しい順にすべて 記入して下さい。 【再掲】 上記のうち相談業務 に従事した経験があ れば、詳細を記入し てください。相談員 に限らず、保育士・ 児童厚生員等として 保護者の相談対応を した経験も含みま す。	その前	常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
		常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
		常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
		常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
		常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
		常勤・非常勤・その他（ ）	年 1 日	月 時間	年 月 日勤務	退職 在職中
	(勤務先) (相談業務の対象)： 児童 家庭 その他 (相談内容)					
資 格 免 許	名 称		取 得 年 月 日		取 扱 機 関	
			昭・平・令 年 月 日			
新しい順にすべて 記入して下さい。			昭・平・令 年 月 日			
			昭・平・令 年 月 日			
			昭・平・令 年 月 日			
			昭・平・令 年 月 日			
			昭・平・令 年 月 日			
			昭・平・令 年 月 日			
パソコン操作 どの程度の操作が可能 か、記入して下さい。	1. ホームページを作成できる 5. その他（ ） 2. パワーポイントのデータを作成できる 3. 表計算ソフト（ソフト： ）で資料作成できる 4. ワードプロソフト（ソフト： ）で文書作成できる					

【参考】 ー地方公務員法第 16 条（欠格条項）ー

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体（※豊島区）において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者